

令和 2 年 3 月 2 7 日

特定技能所属機関

登録支援機関 各位

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課在留管理業務室

特定技能外国人の受入れに関する運用要領改正に伴う届出の主な変更点
について

本年 2 月 2 8 日付け、特定技能外国人の受入れに関する運用要領を改正した
ことに伴う、特定技能所属機関及び登録支援機関からの届出の主な変更点は下
記のとおりとなりますので、御留意願います。

記

- ① 支援実施状況に係る届出について、届出書（参考様式第 3 - 7 号及び第 4 - 3 号）の記載の一部を簡略化しました。
- ② 登録支援機関からの支援実施状況に係る届出書（参考様式第 4 - 3 号）に、「その他適格性に関すること」欄を追加しました。
- ③ 活動状況に係る届出について、報酬の支払い状況に関する添付書類の一部を省略しました。詳細は下記表のとおりです。

改正前

改正後

「口座振込」の場合の添付書類	・振込明細書 ・通帳の写し又は取引明細書の写し	・添付不要 (ただし、振込明細書は特定技能外国人の活動状況に関する帳簿に編てつし、保管する。)
「通貨払」の場合の添付書類	・特定技能外国人の給与明細書の写し ・報酬支払証明書	・報酬支払証明書

ただし、賃金台帳の写しについては、従前どおり提出が必要です。

- ④ 登録事項変更に関する届出について、「支援業務を開始する予定年月日」以外の事項に変更があった場合に、変更事項箇所（英語表記欄を含む。）のみを記載した登録支援機関概要書を必須で添付することとしました（英語表記欄についても確実に記載願います。）。

※ 変更点については、すべてを記載しているものではありませんので、詳細は、運用要領本文や新旧対照表等をご確認ください。